

平成 29 年度第 1 回東京都退職管理委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 20 日（火） 10：00～11：10
- 2 場 所 東京都庁第一本庁舎 7 階中会議室
- 3 出席者 大村委員長、鹿野委員、高野委員、高見委員、矢野委員、吉田委員、多羅尾総務局長、栗岡総務局人事部長、金久保総務局人事部人事課長
- 4 議事等

（1）審議事項

- 東京都職員の退職管理に関する条例（以下、「条例」という。）第 3 条第 2 項第 4 号に規定する利害関係企業等への求職活動について、4 件の審議が行われた。
- 審議の結果、4 件全てについて、以下のとおりの答申がなされた。
 - ・ 求職活動を予定している職員の退職時における職務内容は、再就職先との間で許認可その他の利害関係はなく、本件求職活動によって公務の公正性を損なうおそれがないことから、求職活動を承認することが適当
- 条例第 6 条第 2 項に規定する営利企業等への人材情報の提供について、7 件の審議が行われた。
- 審議の結果、7 件全てについて、以下のとおりの答申がなされた。
 - ・ 都の人材が有する知見を活用することが、求人団体の事業発展に寄与すること、求人団体が利害関係企業等にあたらないことから、人材情報の提供を承認することが適当

【委員からの主な意見】

- ・ いずれの職員も都における豊富な経験を活かし、再就職後もそれぞれの団体に貢献すると思われることから、人材情報の提供等を承認することが適当と考えられる。

- ・ 都職員が退職後に他団体へ再就職する場合、再就職後に都との折衝を行う可能性もあるかと思うが、仮に都との折衝を行う場合には、違法な働きかけが生じないようにすべきである。

(2) 報告事項

- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則第9条第4項及び第5項に規定する委員長の委員会代理決定事項1件について、委員長より報告がなされた。
- 条例第6条第1項に規定する適材推薦団体への推薦に係る報告がなされた。